「竹田市ケーブルネットワーク施設指定管理者募集要項」

竹田市ケーブルネットワーク施設の維持管理及び運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法 （昭和２２年法律第６７号 ）第２４４条の２第３項及び竹田市ケーブルネットワーク施設条例（平成２０年竹田市条例第３２号。）第３０条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

１．施設の名称及び所在

竹田市ケーブルネットワークセンター

大分県竹田市久住町大字久住６１６１番地１（竹田市役所久住支所３階）

２．対象施設の概要

・主な施設の内容

　　事務室、スタジオ、編集室及びそれに付随する設備機器

・開所時間　午前８時３０分～午後５時００分（土日祝日、年末年始除く。）

３．応募資格及び欠格条項

（１）応募資格

ア　応募者は、法人その他の団体(以下「法人等」)で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営を行うことができるものとします。

イ　複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、代表団体を定めてください。この場合、代表団体は、グループにおける責任割合が最大であることが必要です。

ウ　単独で応募した団体が、グループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である団体が、他のグループ応募の構成員となることはできません。

エ　応募者が法人格を有しない場合は、11月6日(月)午後開催予定の竹田市公の施設指定管理者選定委員会において指定管理者となるべき団体として選定され、選定結果通知を受け取ってから、指定する日までに竹田市内に法人を設立しなければなりません。

オ　応募者は、令和６年３月３１日までに竹田市内に事務所を有しなければなりません。

（２）欠格条項

次に該当する場合は、応募者となることができません。

ア　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第１６７条の４の規定(一般競争入札の参加者の資格)に該当するもの。

イ　応募書類提出時点において、竹田市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(平成17年竹田市告示第100号)に基づき指名停止の措置を受けているもの。

ウ　税を滞納しているもの。

なお、応募以後、上記ア及びウの欠格条項に該当した場合、指定管理者の候補者となることはできません。

４．スケジュール

（１）募集開始・・・・・・・・・・・・・・・・令和５年１０月２４日(火)

（２）質問書の受付期限・・・・・・・・・・・・令和５年１０月２７日(金)

（３）質問への回答・・・・・・・・・・・・・・令和５年１０月３０日(月)

（４）指定管理者指定申請書等の提出期限・・・・令和５年１１月　１日(水)

※「５．提出書類」に掲げる書類

（５）選定委員会（ヒアリング）の開催・・・・・令和５年１１月　６日(月)

（６）選定結果の通知・公表・・・・・・・・・・令和５年１１月　６日(月)

５．提出書類（６部。内、正を１部、副(写し)を５部）

（１）竹田市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第１号）

※グループ応募の場合は、（様式第１号－２）。複数の個人で構成するグループでの応募の場合は、（様式第１号－３）。

（２）管理業務計画書（様式第２号）

「竹田市ケーブルネットワーク施設指定管理仕様書」の「Ⅱ．管理にあたっての基本的考え方」に基づき管理業務計画の作成をお願いします。

（３）施設管理に係る収支計画書（様式第３号）

（４）附属書類

①応募団体概要調書（様式第４号）

応募団体の定款、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要がわかる資料も添付してください。

②市税に滞納が無いことの証明書

※主たる事務所の所在市町村の税に滞納が無いことの証明

③法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

④国税の納税証明書（令和５年９月以降に発行したもの）

⑤法人等の場合は、経営状況に関する書類 申出団体の申出日の直近２事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

（５）留意事項

①必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

②グループ応募の場合には、グループ構成員表（様式第１号－４）を添付し、構成員ごとに５．（４）の附属書類を作成してください。

③提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

④施設管理に係る収支計画書（様式第３号）の額が上限額を上回った場合は失格とします。

⑤提出された書類の内容を変更することはできません。

⑥提出された書類は返還しません。

⑦応募に関して必要となる経費は応募者の負担とします。

⑧申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第５号）を提出してください。

⑨応募書類にページをつけてください。（必要に応じ、インデックス等の使用も可）

⑩応募者が法人格を有しない場合は、設立する法人の予定名等で記述してください。

⑪応募団体の設立から短期間で、該当する書類が提出できない場合はその旨、書面で示してください。（任意様式）

６．指定管理者として行う業務の内容

　　別紙「竹田市ケーブルネットワーク施設指定管理仕様書」による。

７．指定管理料

（１）指定管理業務に係る経費は、施設管理に係る収支計画書（様式第３号）の内容により協議します。

（２）市が指定管理者に支払う指定管理料には、人件費、施設管理費（光熱水費、通信運搬費、番組制作等に係る経費）及び事務費等が含まれます。

（３）市が指定管理者に支払う指定管理料は、提案された施設管理に係る収支計画書（様式第３号）をもとに年度ごとの予算の範囲内で「年度協定」により決定します。支払時期や方法についても「年度協定」で定めます。

（４）本業務における経費の上限額を設定します。これを上回る額の指定管理料（提案額）を提案した場合は、他の提案内容が優れていても失格となります。

（５）上限額　年額３６，０００，０００円（消費税を含む。）

なお、指定期間内に消費税率の改定があった場合、基本協定に基づき、改定後の消費税率を適用します。

８．指定期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間。

令和５年１２月議会に指定管理者の指定について議案の提案を予定しています。

議会承認が得られれば、令和６年４月１日からの業務開始に向けて、随時協議を実施します。

９．質問書の受付及び回答

（１）質問書の提出

本募集要項、別紙仕様書の内容等について疑義が生じた場合、内容を簡潔にまとめて質問書(様式第６号)を作成し、電子メールで送るものとします。

（E-mail：t-catv@city.taketa.lg.jp）

（２）質問書の受付期間

令和５年１０月２５日(水)から令和５年１０月２７日(金)午後５時まで

（３）質問書の回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利害を害する恐れのあるものを除き、２日後を目途に竹田市公式ホームページで公開します。

（４）留意事項

電子メールの件名は「ケーブルネットワーク指定管理の件について」とすること。

電子メール以外での質問は、一切行わないこと。

なお、説明会は実施しません。

10.指定管理候補者の選定について

審査については、11月6日(月)午後開催予定の竹田市公の施設指定管理者選定委員会において実施します。その際、審査の過程において、管理業務計画及び収支計画について、ヒアリングを行います。

11.審査項目

竹田市公の施設指定管理者選定委員会では、次に掲げる審査項目に基づき総合的に判断し、最も適当と認める団体を選定するものとします。

（１）公の施設の管理運営にふさわしい管理運営方針及び理念を持っているか。

（２）応募理由は妥当か。

（３）番組制作を行うにあたっての取り組み方針が適切かつ明確か。

（４）地域との連携と協働についての考え方は十分か。

（５）管理業務に適した職員（従業員）が配置されているか。

（６）自主事業の提案内容は適切か。

（７）収支計画は適切に見積もられているか。また、収支計画は実現可能か。

（８）人材育成の考え方は適切か。

（９）個人情報保護に係る考え方は適切か。

（10）財務状況及び経営基盤は健全か。

12.選定結果の公表

選定結果及び選定委員会の審査結果は、応募団体全員に通知するとともに、選定の透明性と客観性を図ることを目的に次の内容を公表します。

（１）公の施設の名称

（２）指定管理者の候補者に選定された団体名及び所在地

（３）選定経過（募集期間、選定委員会開催日時）

（４）審査における評点（合計点、団体名は非公開）

13．問い合わせ先

竹田市情報推進課

〒878-8555 竹田市大字会々1650番地

TEL :0974-63-4832 　FAX : 0974-63-0995

E-mail : t-catv@city.taketa.lg.jp